

令和2年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市気高町遊漁センターの管理運営費	観光・ジオパーク推進課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
125	令和3年度					125

<p>【事業の目的】</p> <p>地方自治法第244条の2第3項、鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫の基づいた鳥取市気高町遊漁センターの運営における質的向上と効率化を図る。</p>
<p>【事業の内容】</p> <p>指定管理者に以下の業務を委託する。</p> <p>鳥取市気高町遊漁センターの管理運営に関する業務</p>
<p>【これまでの関連する取組み】</p> <p>指定管理者制度により施設の維持管理、運営を委託し、地域の観光・経済の振興に取り組んでいる。</p> <p>現指定管理者 有限会社三晃 現指定管理料 R1 3,351千円 R2 3,617千円 R3 3,617千円 計 10,585千円 (現債務負担行為額 10,585千円)</p> <p>令和2年度の水道料金改定に伴う水道料金増加により、当該増加相当額分の債務負担行為額超過となるため、債務負担行為を追加するもの。</p>
<p>【今後の取組み】</p> <p>2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。 3月中に基本協定書の変更。</p>